

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号により随意契約を することができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができない ものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レセプト管理システムとは、医療機関が診療報酬を請求する明細（レセプト）を電子で管理するシステム。 生活保護等版レセプト管理システム（以下「当該システム」という。）は、生活保護の医療扶助に係る電子レセプトの受領・点検体制を全国一律で整備するため、厚生労働省が富士通エフ・アイ・ピー株式会社（現富士通 Japan 株式会社（以下「当該事業者」という。））に委託して開発したもので、平成22年度より各自治体に配布され、全国の自治体が使用している。</li> <li>・当該システムのメイン機能は、電子レセプトの受領、送付等基本的な管理を行う「基本サービス」。この機能は、効果的かつ効率的なレセプト管理を可能とするもので、生活保護の医療扶助の運用には必要不可欠と言える。</li> <li>・その他、当県では、「健康管理支援サービス」、「オンライン資格確認連携サービス」の各オプション機能を利用している。</li> </ul> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該システムは、開発者である富士通エフ・アイ・ピー株式会社から一切を承継した当該事業者が提供しており、基本サービス、オプション機能とも、他に提供している事業者はない。</li> <li>・このため、本業務を行うことのできるのは当該事業者以外にない。</li> </ul>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。